

神奈川県農業再生協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、神奈川県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 県協議会の主たる事務所は次の各号のとおりとする。

- (1) 神奈川県環境農政局農水産部（神奈川県横浜市中区日本大通1）
- (2) 神奈川県農業協同組合中央会農業くらし対策部（神奈川県中区海岸通1-2-2）

(目的)

第3条 県協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や需要に応じた米生産の推進、地域農業の振興を図るとともに、荒廃農地又は遊休農地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策等の普及推進活動に関すること。
- (2) 本県水田農業施策に関すること。
- (3) 担い手の育成・確保に関すること。
- (4) 農地の利用集積に関すること。
- (5) 荒廃農地又は遊休農地の再生利用に必要な活動
- (6) 集落営農の法人化支援活動等の実施に関すること。
- (7) 需要に応じた経営所得安定対策等の対象作物等の生産方針等の策定に関すること。
- (8) 県協議会の情報公開に関すること。
- (9) 地域農業再生協議会が実施する事業支援に関すること。
- (10) 収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理業務に関すること。
- (11) 産地生産基盤パワーアップ事業に関すること
- (12) この他、事業推進にあたって必要な事業に関すること。

第2章 会員

(県協議会の会員)

第5条 県協議会は、次の各号に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 公益社団法人神奈川県農業会議
- (2) 神奈川県農業共済組合
- (3) 神奈川県
- (4) 全国農業協同組合連合会神奈川県本部
- (5) 神奈川県農業協同組合中央会

(会員の届出)

第6条 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 県協議会の事業執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了または辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第11条 県協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、県協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会員現在数の4分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

6 会員の全員が書面より同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の総会決議があったものとみなす。この場合、第19条第3項に規定する議事録を作成する。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(4) その他県協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 県協議会規約の変更

(2) 県協議会の解散

(3) 会員の除名

(4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催前までに県協議会事務局に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会事務局に提出しなければならない。

4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 第15条第6項の規定の適用により総会の決議があったものとみなされたときは、前項に関わらず次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 総会の決議があったとみなされた日

(2) 会員の現在数、同意した会員数

(3) 総会の決議があったとみなされた議案

(4) 議事録署名人の氏名

4 議事録は、会長及び会長が会員のうちから選任した議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

5 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第20条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、第25条第4項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。

(1) 公益社団法人神奈川県農業会議

(2) 神奈川県農業共済組合

(3) 神奈川県

(4) 全国農業協同組合連合会神奈川県本部

(5) 神奈川県農業協同組合中央会

3 幹事の中から幹事長を互選する。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第21条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関する事。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関する事。

2 幹事会において、前項第1号にあっては総会開催の直前に、第2号及び第3号にあっては必要に応じて協議する。

第6章 水田農業推進部会

(水田農業推進部会の構成等)

第22条 県協議会の第4条第2号及び7号に関する業務を円滑に行うため、水田農業推進部会(以下、水田部会という。)を置く。

第23条 水田部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 公益社団法人神奈川県農業会議
- (2) 神奈川県農業共済組合
- (3) 神奈川県土地改良事業団体連合会
- (4) 神奈川県生活協同組合連合会
- (5) 神奈川県消費者団体連絡会
- (6) 神奈川県主食卸商組合
- (7) 神奈川県学校給食会
- (8) JA さがみ
- (9) JA 湘南
- (10) JA はだの
- (11) JA あつぎ
- (12) JA かながわ西湘
- (13) 神奈川県
- (14) 全国農業協同組合連合会神奈川県本部
- (15) 神奈川県農業協同組合中央会

2 委員の中から部会長を互選する。

3 水田部会は、必要に応じ部会長が招集する。

(委員の届出)

第24条 委員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならない。

第7章 事務局等

(事務局)

第25条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 神奈川県環境農政局農水産部農業振興課
- (2) 神奈川県農業協同組合中央会農業くらし対策部

3 前項各号に掲げる事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。

- 4 県協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 5 事務局長は、第3項の責任者の中から会長が任命する。
- 6 県協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第26条 県協議会の業務執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 神奈川県農業再生協議会事務処理規程
- (2) 神奈川県農業再生協議会会計処理規程
- (3) 神奈川県農業再生協議会文書取扱規程
- (4) 神奈川県農業再生協議会公印取扱規程
- (5) 神奈川県農業再生協議会内部監査実施規程
- (6) その他幹事会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第27条 県協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第8章 会計

(事業年度)

第28条 県協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第29条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金
- (2) その他の収入

(資金の取扱い)

第30条 県協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第31条 県協議会の事務に要する経費は、第29条各号に掲げる資金からの収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 県協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第33条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支精算書

(3) 財産管理台帳

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
 - 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。
(報告)
- 第34条 会長は、第32条に掲げる書類及び前条第1項各号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、関東農政局長に提出しなければならない。

第9章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出)

第35条 この規約及び第26条各号に掲げる規程に変更があった場合には、県協議会は、遅滞なく関東農政局長に届け出なければならない。

(県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

- 第36条 県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあっては実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより国に返還するものとする。
- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第10章 雑則

(細則)

第37条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程及びこの規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年2月27日から施行する。
- 2 県協議会は、本協議会に移管する神奈川県水田農業推進協議会の権利及び義務を承継する。
- 3 県協議会の設立初年度の役員を選任については、第7条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。
- 4 県協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第32条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 5 県協議会の設立初年度の事業年度及び会計年度については、第28条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から当該年度の3月31日までとする。
- 6 構成団体において、組織改編等により所属名称及び住所に変更が生じた場合は、変更後の所属名称及び住所とする。
- 7 この規約は、平成25年2月28日から施行する。
- 8 この規約は、平成25年3月25日から施行する。ただし、経営所得安定対

策に関するものは、国の平成 25 年度予算成立後に施行する。

- 9 この規約は、平成 26 年 2 月 26 日から施行する。
- 10 この規約は、平成 27 年 2 月 12 日から施行する。
- 11 この規約は、平成 27 年 7 月 31 日から施行する。
- 12 この規約は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。
- 13 この規約は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
- 14 この規約は、平成 29 年 5 月 29 日から施行する。
- 15 この規約は、平成 30 年 5 月 23 日から施行する。
- 16 この規約は、令和 元年 5 月 27 日から施行する。
- 17 この規約は、令和 2 年 5 月 27 日から施行する。
- 18 この規約は、令和 3 年 5 月 27 日から施行する。
- 19 この規約は、令和 4 年 5 月 26 日から施行する。
- 20 この規約は、令和 5 年 5 月 25 日から施行する。